静岡県告示第28号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成29年1月24日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成29年1月24日

静岡県知事 川勝平太

路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の期日
竹之下小山線			駿東郡小山町竹之下字合士ケ久保970番の8地先か							
			5						平成29年1月24日	
			駿東郡小山町竹之下字合士ケ久保970番の9まで							